

	ありがとうございました
	寄附 (50音順・敬称略)

現金寄附（小学校教育のため）
落海 美穂子（呉市）

	おめでとうございます 5月23日～6月15日届け出分
	すこやか (地区別50音順・敬称略)

「すこやか」は、生まれたお子さまについて掲載依頼書を提出された場合に掲載しています。掲載希望の場合は、企画振興課へご連絡ください。

大柿町
やまさき ちはる 山崎 千晴（大君・6月10日）

	ご冥福をお祈りします 5月1日～31日届け出分
	おくやみ (地区別50音順・敬称略)

「おくやみ」は、亡くなられた方を掲載しています。このコーナーへの掲載を希望されない場合は、企画振興課へご連絡ください。

江田島町		
小跡 和男（中央・96歳）	後河内敏子（中央・96歳）	
梶岡 節夫（鷲部・93歳）	武田カヨ子（小用・92歳）	
後藤 博（小用・76歳）	山口 育代（幸ノ浦・93歳）	
中本 光義（宮ノ原・98歳）		

能美町		
前 英子（鹿川・91歳）	内藤ますみ（鹿川・77歳）	
長平良直也（鹿川・72歳）	橋本 昭（中町・97歳）	
梅比良好行（中町・79歳）	竹中 進（中町・83歳）	
中山 香（中町・88歳）	瀧口千代子（中町・78歳）	
藤村 朱実（高田・76歳）		

沖美町		
三王多恵子（三吉・95歳）	寺本フサコ（岡大王・96歳）	
木村ヒサ子（畑・105歳）	空久保博志（是長・76歳）	

大柿町			
正岡 賢二（小古江・75歳）	大下恵津子（大原・87歳）		
長坂 隆宏（大原・71歳）	藤田 慶子（大原・91歳）		
石崎 孝行（大原・78歳）	藪 敏夫（大君・72歳）		
道本 哲士（柿浦・91歳）	瀧先 義彦（柿浦・59歳）		
長坂 光（飛渡瀬・90歳）			

	令和8年5月31日現在
	人口と世帯数 （外国人市民を含む）

	男性	女性	計	世帯数
江田島	3,555	3,393	6,948	4,250
能 美	2,264	2,325	4,589	2,542
沖 美	1,380	1,293	2,673	1,664
大 柿	2,794	2,932	5,726	3,159
全 体 （前月比）	9,993 (35)	9,943 (▲23)	19,936 (12)	11,615 (36)

③1 広報えたじま 令和8年7月

	7月の当番医 ※日程は変更することがあります。
	 保健医療課 ☎0823-43-1639

	当番医の診療時間が
	午前10時～午後5時に変更しました。

5日(日)	森藤医院（江田島町切串） 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-44-1156
-------	---------------------------------	---------------

12日(日)	大井内科医院（大柿町飛渡瀬） 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-57-5512
--------	-----------------------------------	---------------

19日(日)	澤医院（大柿町小古江） 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-57-2003
--------	--------------------------------	---------------

20日(月・祝)	芸南クリニック（大柿町柿浦） 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-57-3705
----------	-----------------------------------	---------------

26日(日)	梶川医院（沖美町岡大王） 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-48-0201
--------	---------------------------------	---------------

26日(日)	吉田病院（江田島町津久茂） 診療時間：午前10時～午後5時	☎0823-42-1100
--------	----------------------------------	---------------

※こどもの診療については、事前に電話でお問い合わせください。症状により、呉市医師会休日急患センターなどを紹介する場合があります。

※夜間のこどもの急病で困ったら、**☎局番なし#8000**(こどもの救急相談)へ。看護師等が相談に応じます。つながらない場合は**☎082-555-8870**(毎日午後7時～翌午前8時まで、土日祝・年末年始は午後5時～翌午前8時まで)
※救急車を呼ぶか判断に迷ったら、**☎局番なし#7119**(救急相談センター)へ
つながらない場合は**☎082-246-2000**へお問い合わせください。(24時間 365日対応)

	7月の相談
---------------	--------------

■**心配ごと相談**（午後1時～3時30分）
 権利擁護センターえたじま☎0823-27-8032
7日(火) 能美保健センター

■**広島弁護士会による法律相談**（午後1時～4時）
 総務課☎0823-43-1111(代)
9日(木) 沖美市民センター（18ページをご覧ください）

	市税などの納期限	 口座振替日7月31日(金)
---------------	-----------------	------------------------------------

税などは、期限内に納めましょう。ゆめタウン江田島内の市民サービスセンターでは、土曜日・日曜日・祝日でも納付できます。

固定資産税（2期）	 国税務課	☎0823-43-1636
-----------	--------------------	---------------

国民健康保険税（1期）	 国税務課	☎0823-43-1636
-------------	--------------------	---------------

後期高齢者医療保険料（1期）	 保健医療課	☎0823-43-1639
----------------	---------------------	---------------

介護保険料（1期）	 高齢介護課	☎0823-43-1651
-----------	---------------------	---------------

保育料（7月分）	 子育て支援課	☎0823-42-2852
----------	----------------------	---------------

住宅使用料（7月分）	 都市整備課	☎0823-43-1647
------------	---------------------	---------------

	火災・救急・救助は119番
---------------	----------------------

	消防つうしん
---------------	---------------

火災などのお問い合わせは☎0823-42-3119へ

	熱中症から命を守りましょう
---------------	----------------------

7月に入り、気温・湿度ともに高い日が続いています。熱中症は、適切な予防行動で防ぐことができる病気です。正しい知識を身につけ、自分自身と周囲の人を守りましょう。

市内の搬送状況

令和7年（5月～9月）、江田島市では熱中症による救急搬送が50件あり、そのうち41件（82%）が65歳以上の高齢者でした。高齢者は暑さの感知や体温調節の機能が低下しているため、自覚のないまま熱中症が進行しやすく、特に注意が必要です。

なお、令和7年の全国の搬送人員は100,510人と、調査開始以来過去最多を記録しています。

熱中症特別警戒アラート

気温が著しく高くなり、重大な健康被害が生じるおそれのある場合に、環境省が「熱中症特別警戒アラート」を発表します。発表時は外出を控え、エアコンの使用など積極的な予防行動をとるとともに、周囲の方への声掛けや見守りもお願いします。

予防のポイント

のどが渇く前にこまめな水分補給を心がけ、外出時は気温の高い時間帯（午前10時～午後3時）をできるだけ避けましょう。「体がだるい」「めまいがする」など異変を感じたら、すぐに涼しい場所で休み、水分と塩分を補給してください。室内でも熱中症は起こります。エアコンや扇風機を活用し、油断しないようにしましょう。

	未納を防ぐために ～国民年金保険料の免除制度について～	年金 だより
	 市民課 ☎0823-43-1634・広島南年金事務所 ☎082-253-7710	

国民年金に加入している自営業者、農業者、学生の方など第1号被保険者は、国民年金保険料を納めなければなりません。保険料を未納のままにしておくとは将来の「老齢年金」や障害・死亡など不測の事態が生じたときの「障害年金」「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。収入の減少や失業など、経済的な理由により保険料を納めることが困難な場合は、未納のままにせず、本人からの申請により保険料が免除または猶予される制度をご利用ください。

①**免除（全額免除・一部免除）制度**

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得額が一定額以下の場合に保険料の全額または一部（4分の1、半額、4分の3）が免除されます。免除が承認された場合、免除の割合に応じた金額が将来の年金額に反映されます。ただし、一部免除を受けた場合、免除された保険料の残りを納めないと未納となりますので、必ず納めてください。

②**納付猶予制度**

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。ただし猶予の期間は、受給資格期間にカウントされますが、受け取る年金額には反映されません。

③**学生納付特例制度**

学生の方は、申請により在学中の保険料の納付が猶予されます。本人の前年所得が一定以下であれば、家族の方の所得の多寡は問いません。②の納付猶予制度と同様に保険料の納付が猶予されているだけで、猶予の期間は受け取る年金額には反映されません。

その他にも、生活保護の生活扶助を受けている方、障害年金を受けている方を対象にした法定免除制度、出産を予定している方、出産した方を対象にした産前後期間の免除制度などがあります。

追納について

免除や猶予を受けた期間があると、将来受け取る年金が減額されます。10年以内であれば追納により年金額を満額に近づけることが可能です。（経過期間に応じて加算額が発生する場合があります。）また、追納した保険料は社会保険料控除の対象になります。

広報えたじま 令和8年7月 ③

